

議案第五十一号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年九月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例（平成五年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

杉並区立中野富士見町自転車駐車場

杉並区和田一丁目一番九号

附 則

1 この条例は、平成十七年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第一に規定する杉並区立中野富士見町自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

自転車駐車場一箇所の設置に伴い、その名称及び位置等を定める必要がある。